

幌延深地層研究センター 自動火災報知設備更新工事  
仕 様 書

## 目 次

### I. 一般事項

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 工事名称            | 1 |
| 2. 工事目的            | 1 |
| 3. 適用範囲            | 1 |
| 4. 図書の優先順位         | 1 |
| 5. 工事場所            | 2 |
| 6. 工期              | 2 |
| 7. 工事概要            | 2 |
| 8. 工事範囲及び区域        | 2 |
| 9. 別途工事            | 2 |
| 10. 支給品、貸与品        | 2 |
| 11. 一般事項           | 3 |
| 12. 施工体制台帳等の提出     | 3 |
| 13. 入札契約適正化法に基づく点検 | 3 |
| 14. グリーン購入法の推進     | 3 |
| 15. 建設副産物          | 3 |
| 16. 疑義             | 3 |
| 17. 軽微な変更          | 4 |
| 18. 下請業者等          | 4 |
| 19. 渉外事項           | 4 |
| 20. 安全衛生管理         | 4 |
| 21. 試験検査           | 5 |
| 22. 検収             | 5 |
| 23. 機密保持           | 5 |
| 24. 施工計画書          | 5 |
| 25. 工事の記録          | 6 |
| 26. 施工管理           | 6 |
| 27. 実施工程           | 7 |
| 28. 提出図書           | 7 |
| 29. 工事上での注意事項      | 7 |
| 30. その他            | 7 |
| 表1 提出図書            | 9 |

## Ⅱ. 特記事項

|         |       |   |   |
|---------|-------|---|---|
| 1. 共通事項 | ..... | 1 | 1 |
| 2. 仮設工事 | ..... | 1 | 1 |
| 3. 撤去工事 | ..... | 1 | 1 |
| 4. 更新工事 | ..... | 1 | 1 |

## I. 一般事項

### 1. 工事名称

幌延深地層研究センター 自動火災報知設備更新工事

### 2. 工事目的

本工事は、幌延深地層研究センター、ゆめ地創館、国際交流施設に設置されている火災受信機の耐用年数が超過したため、当該機器の更新を行うものである。

### 3. 適用範囲

本仕様書は、原子力機構が発注する「幌延深地層研究センター 自動火災報知設備更新工事」に適用する。

本仕様書及び設計図に特記なき限り、以下に示す規格及び基準の最新版による。

#### (1) 技術基準等

原子力機構 幌延深地層研究センター規則集  
日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）  
公共建築工事標準仕様書（国土交通省）  
公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省）  
公共建築設備工事標準図（国土交通省）  
日本産業規格（JIS）及び関係規格  
日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」  
電気設備技術基準・解釈  
日本電気工業会標準規格  
電気規格調査会標準規格（電気学会）

#### (2) 適用法令等

建築基準法  
建設業法  
電気事業法  
消防法  
労働基準法  
労働安全衛生法  
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）  
北海道条例  
幌延町条例  
その他本工事に係る法令

### 4. 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- ①原子力機構の文書による指示
- ②設計図書（内訳書、工事仕様書、図面）

③標準仕様書（「3. 適用範囲」に示す仕様書類）

5. 工事場所

北海道天塩郡幌延町北進 432-2

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 幌延深地層研究センター及びゆめ地創館

北海道天塩郡幌延町宮園町 1-8

日本原子力研究開発機構 幌延深地層研究センター 国際交流施設

6. 工期

自 契約日

至 令和 8 年 3 月 31 日（火）

7. 工事概要

幌延深地層研究センター、ゆめ地創館、国際交流施設に設置されている耐用年数が超過した既設火災受信機を更新する。既設火災受信機と同等以上の物品を調達し、搬入・設置のうえ試験調整および消防検査にかかる手続き・立会検査対応を行うものとする。

火災受信機以外の既設感知器等は流用するため、設置する機器は既設感知器等と互換性を有するものに限る。また、既設火災受信機の撤去及び処分を含むものとする。

既設複合盤内に設置の R 型及び P 型受信機を撤去し新たに取付架台を制作し壁掛型を新設する。（既設複合盤の筐体はそのまま使用する）

新規受信機の操作盤レイアウトの変更に伴い、研究管理棟及びゆめ地創館の既設複合盤扉の改造を行う。

8. 工事範囲及び区域

工事範囲：発注図書に示す消防施設工事 一式

区 域：一般区域屋内

9. 別途工事

特に無し

10. 支給品、貸与品

(1) 支給品

1) 品名：電気、水

2) 数量：別途指示する。

3) 支給場所：幌延深地層研究センターおよび国際交流施設

4) 支給時期：契約日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

5) 支給方法：無償

支給場所以外は受注者の費用負担により必要な設備等を設置し、努めて浪費をさけて使用すること。

(2) 貸与品

工事に使用する仮設物置場、材料置場用地等に必要となる工事用地については、別途協議とする。なお、使用する際の設備費用等は受注者負担とする。また、使用した用地については、作業終了後原状復旧とする。

#### 1 1. 一般事項

工事進行に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。

また、原子力機構業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災、既設設備の機能喪失等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、原子力機構の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について原子力機構と綿密に協議すること。

#### 1 2. 施工体制台帳等の提出

工事において、建設業法で定める規定に該当する場合は、施工体制台帳等を提出すること。また、監督員から提出の指示があった場合は、これに協力すること。

#### 1 3. 入札契約適正化法に基づく点検

工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、原子力機構が各種点検を行う場合には、これに協力すること。

#### 1 4. グリーン購入法の推進

工事において使用する資材・製品及び建設機械については「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定されるものを採用・使用に努力すること。

#### 1 5. 建設副産物

(1) 工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して行うこと。

(2) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業の許可を得た業者にて行うこと。また、原子力機構が指定する物品、資材等は指定場所へ運搬し、その他のものは産廃処分とすること。

監督員から産業廃棄物マニフェストにかかるE票の写し等の提出の指示があった場合は、これに協力すること。

#### 1 6. 疑義

本仕様書及び図面等に明記のない場合又は疑義を生じた場合、あるいは現場の納まり、取合い等により不適合が生じた場合は、速やかに原子力機構に報告し協議すること。

## 17. 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は取付け工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図等に一切記載が無いものであっても軽微なものは、原子力機構と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。

## 18. 下請業者等

あらかじめ原子力機構が指定した業者あるいは品目仕様については、原則として代替を認めない。また、各種下請業者について、原子力機構の承諾を受けること。

## 19. 渉外事項

- (1) 工事の公衆災害防止のための適正な施工の確保については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年建設省経建発第1号）を遵守して行うこと。
- (2) 工事施工に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施すること。
- (3) 工事施工の際は、建物及び室内の器物等を毀損しないよう十分注意するとともに、万一毀損した場合は、原子力機構の指示に従って、同一材料にて速やかに復旧すること。
- (4) 官公署等に対する工事に必要な諸願届等の手続きは、原則として受注者の費用負担、責任において遅滞なく実施すること。
- (5) 構内道路及び周辺道路の通行は既施設ならびに他工事の資材搬出入等通行に支障を来すことの無いように十分に配慮すること。

## 20. 安全衛生管理

- (1) 工事中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」（平成7年建設省営監発第13号）を遵守して行うこと。
- (2) 工事着手に先立ち、原子力機構と工事の安全について十分打合せしたのち着工すること。  
工事現場の安全管理は、法令に従い、受注者の責任において自主的に行うこと。
- (3) 原子力機構の定める保安、安全上の規則、基準類に従って工事を行うこと。
- (4) 災害防止のための作業規制や現場立入規制等を行い、管理下の工事関係者に周知徹底するとともに、安全確保のために必要な施策を行い、事故の発生防止に努めること。
- (5) 全作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努めること。特に末端の作業員にまで、原子力機構施設での工事であることを十分に認識させ、良い意味での緊張感を持たせて作業にあたらせること。
- (6) 工事現場は、常に整理整頓を励行し、かつ、清潔に保つこと。
- (7) 危険作業（火気、高所、酸欠、重量物搬出入、活線近接、掘削、コア抜き、はつり、解体、既設設備切替え等）を行う場合には、必ず事前に原子力機構と施工前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講じること。
- (8) 工事現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意し、火災等を起こさないよう万全の注意を払うこと。火災により生じた損害は、すべて受注者の責任とする。
- (9) 交通法規を遵守することはもとより、工事現場周辺の交通に障害を与えないこと。万一生じた紛争は、受注者が自主的に解決するものとし、原子力機構は一切責任を負わない。
- (10) 事故が生じた場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、そ

の後の対策等を原子力機構に報告すること。

- (11) 原子力機構側においても適宜安全パトロール等を実施するが、それは受注者の安全活動の状況を確認するために行っているものであって、受注者の行うべき安全管理、責任を免除するものではない。また、原子力機構の指摘、指導には速やかに対応すること。

## 2 1. 試験検査

- (1) 監督員の立会を必要とする検査等は、監督員と事前に十分に打合せを行なったのち着手し、次の工程が始まる前に監督員の検査を受けること。
- (2) 必要に応じて試験検査要領書を提出し、確認を受けること。
- (3) 試験検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置は、必要に応じて、定められた期間ごと又はその使用前に校正及び調整されたもので、かつ、試験成績表を提出し原子力機構の確認を得たものを使用すること。
- (4) 工事施工後、外観、員数、寸法、機能等が満足していることを原子力機構の立会いにより確認を受けること。
- (5) 検査において不合格製品が発生した場合は識別、排除を滞りなく実施し、適切な処置を施すこと。

## 2 2. 検収条件

原子力機構の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。なお、法令等により官公庁の検査を要するものは、原則としてそれに合格していなければならない。

## 2 3. 機密保持

受注者は、本件を実施するために原子力機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保護に努めること。特に本件では埋設物情報他、施設内を示す資料が必要な工事であり、下請業者等を含めた情報管理の徹底を図ること。

## 2 4. 施工計画書等

- (1) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

施工計画書には原則、次の事項を記載すること。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、監督員の承諾を得たうえで、記載内容の一部省略をすることができる。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 指定機械
- ⑥ 主要資材
- ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- ⑧ 施工管理計画
- ⑨ 品質計画

- ⑩ 緊急時の体制及び対応
- ⑪ 交通管理
- ⑫ 環境対策
- ⑬ 現場作業環境の整備
- ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮ その他

- (2) (1)に示す施工計画書について、維持工事等簡易な工事においては、詳細な施工方法等を記載した施工要領書、施工手順書等で代替することができる。
- (3) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 受注者は、作成した施工計画書等を遵守し工事の施工に当たらなければならない。
- (5) 施工計画書等の内容を変更する必要がある場合は、その都度当該工事に着手する前に監督員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

## 2 5. 工事の記録

- (1) 監督員と協議した結果については、議事録等で整備する。
- (2) 工事の施工に際し、試験を行った場合には、直ちに記録を作成する。
- (3) 次の①～④のいずれかに該当する場合には、施工の記録、工事写真等を整備する。
  - ① 工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合。
  - ② 一工程の施工を完了した場合。
  - ③ 施工の適切なことを証明する必要があるとして監督員の指示を受けた場合。
  - ④ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合。
- ① ～④の記録について、監督員より要求されたときは、提出又は提示する。

## 2 6. 施工管理

- (1) 本工事の配置技術者は、消防設備士、もしくはこれと同等以上の資格を有するものであること。
- (2) 施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。
- (3) 契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (4) 必要に応じて、工事に使用した建設資材の品質記録について作成し、監督員に提出すること。※参考資料：建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）
- (5) 工事の施工に携わる下受注者に工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。
- (6) 埋設、撤去等のため後日測定困難な部分については、尺度を入れた写真を撮るものとする。
- (7) 必要に応じて、受注者は現地の施工に先立ち、既設図面に基づき、対象構造物等を調査し、施工計画等へ反映すること。

## 2 7. 実施工程

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表（マスター工程表）を作成し、監督員の承諾を受ける。

実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

(2) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう、実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。

(3) 必要に応じて、実施工程表の補足として、週間及び月間工程表等を作成し、監督員に提出する。

## 28. 提出図書

表-1 提出図書に示す図書を遅滞なく提出すること。

## 29. 工事上での注意事項

### (1) 予定外作業について

予定外作業は原則として禁止とする。ただし、予定外作業または手順の変更が発生した場合は、作業を一時中断し施工計画変更書を受注者側で作成し、監督員と打合せを行い、承諾を得ることにより作業は可能とする。なお、作業再開時は、事前に、変更した作業手順を関係者へ周知し、作業の当日はTBM及びKYを確実にを行い、作業内容、手順、注意点等を再度作業員に周知した上で作業を開始すること。

### (2) 休日作業について

原則として休日(土日及び祝祭日)の作業は行わないものとするが、施工品質または工事安全管理上やむを得ない場合においては、別途、監督員と協議をし、承諾を得た後行うこと。

### (3) 発電機使用時の注意

現場事務所電源、作業用電源として発電機を持ち込んで使用する時は、関係法令等を遵守し、必ず保安接地を施したのちに使用すること。また、日常点検を実施すること。

## 30. その他

(1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

(4) 工事が完成しても、原子力機構の検査に合格し、引渡しが完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、原子力機構がその工事目的物に他の工事を行うときは、協力すること。

(5) 工事に使用する材料を搬入するときは、原子力機構が指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うこと。

(6) 構内で作業するときは、その構内における諸規則を遵守すること。

- (7)原子力機構が行う別途工事とのトラブルがないよう、原子力機構との連絡を密にとり、工事全体の円滑な推進に協力すること。

表 1 提出図書

| 図書名                     | 部数 |    |    | 期限※2       | 適用                     |
|-------------------------|----|----|----|------------|------------------------|
|                         | 提出 | 返却 | 総数 |            |                        |
| 〔着工時関係書類〕               |    |    |    |            |                        |
| 工事請負契約書                 | ※1 | ※1 | ※1 | 契約後 14 日以内 |                        |
| 工事費内訳書                  | ※1 | ※1 | ※1 | 〃          |                        |
| 約定工程表                   | 1  | 1  | 2  | 〃          |                        |
| 工事着工届                   | 1  | 1  | 2  | 〃          |                        |
| 主任技術者届                  | 1  | 1  | 2  | 契約後 14 日以内 | 原子力機構の指定する様式           |
| 現場代理人届                  | 1  | 1  | 2  | 〃          | 〃                      |
| 下請業者届                   | 1  | -  | 1  | その都度       | 4 枚綴り（1 枚返却）           |
| その他                     | ※1 | ※1 | ※1 | 〃          | 原子力機構の指示するもの           |
| 〔工事中関係書類〕               |    |    |    |            |                        |
| 実施工程表                   | 1  | 1  | 2  | 施工 7 日前    | 施工計画書に纏めてもよい           |
| 施工計画書(施工要領書)            | 1  | 1  | 2  | 〃          | 安全管理・品質管理を含む           |
| 緊急時連絡体制表                | 1  | 1  | 2  | 〃          | 施工計画書に纏めてもよい           |
| リスクアセスメント               | 1  | 1  | 2  | 〃          | 施工計画書に纏めてもよい           |
| 火気使用許可申請書               | 1  | —  | 1  | 火気使用前      | 原子力機構の指定する様式<br>必要に応じて |
| 火気取扱い作業時における<br>現場確認シート | 1  | —  | 1  | 火気使用後      | 原子力機構の指定する様式<br>必要に応じて |
| 施工図                     | 1  | —  | 1  | 施工前        | 必要に応じて                 |
| 機器図                     | 1  | —  | 1  | 〃          | 必要に応じて                 |
| 材料承諾届                   | 1  | 1  | 2  | 〃          |                        |
| 施工体制台帳等の写し              | 1  | —  | 1  | その都度       | 必要に応じて                 |
| 試験・検査要領書                | 1  | 1  | 2  | 検査前        | 施工計画書に纏めてもよい           |
| 試験・検査申請書                | 1  | 1  | 2  | 検査前        |                        |
| 試験・検査報告書                | 1  | 1  | 2  | 検査後速やかに    |                        |
| 自主検査報告書                 | 1  | 1  | 2  | その都度       |                        |
| 打合せ議事録                  | 1  | 1  | 2  | その都度       |                        |
| その他                     | ※1 | ※1 | ※1 | 〃          | 原子力機構の指示するもの           |

表 1 提出図書

| 〔竣工時関係書類〕 |    |    |    |         |                          |
|-----------|----|----|----|---------|--------------------------|
| 請求書・竣工届   | 1  | —  | 1  | 竣工日     | 原子力機構の指定する様式             |
| 実績工程表     | 1  | —  | 1  | 竣工後速やかに | 計画線を黒色、実績線を赤色で表現         |
| 工事報告書     | 1  | —  | 1  | 竣工後速やかに | 詳細は原子力機構監督員の指示による        |
| 竣工図       | 1  | —  | 1  | 竣工後速やかに | 詳細は原子力機構監督員の指示による        |
| 竣工書類電子データ | 1  | —  | 1  | 竣工後速やかに | 工事報告書、竣工図等を DVD 等に保存して提出 |
| 取扱説明書     | 1  | —  | 1  | 竣工後速やかに | 必要に応じて                   |
| その他       | ※1 | ※1 | ※1 | その都度    | 原子力機構の指示するもの             |

＜提出先＞ 幌延深地層研究センター 保安・建設課

※1：原子力機構の指示する部数

※2：図書の期限とは、最終承諾用提出期限であり、事前にドラフト版の提出が必要な図書については原子力機構の確認期間及び提出者の修正時間を考慮し提出すること。

## Ⅱ．特記事項

### 1．共通事項

#### (1) 工事概要

本工事は、自動火災報知設備のうち火災受信機の更新を行うものである。工事の施工にあたっては、本仕様書を順守し、既存施設・設備の損傷が生じないように、万全の準備と体制のもとで実施するものとする。

入札を希望する者は、設置場所及び設置状況を確実に把握するため、発注者と調整のうえ事前に現場確認を行うこと。

また、当該工事实施にあたり必要な手続きを確認し、必要な期間までに届出を行うこと。なお、原子力機構が実施する必要がある手続きについて、その助成を行うこと。

### 2．仮設工事

#### (1) 仮設その他

本工事に必要な工事用通路はあらかじめ計画図を作成し、監督員の承諾を受けた後、受注者の負担において設ける。足場等は施工ならびに管理に便利、安全であるよう堅固に仮設する。なお、施設内の執務に影響が発生しないよう、安全通路の確保及びエリア区画を実施すること。

枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」による設置を行うこと。なお、労働安全衛生規則の一部改正（平成21年6月1日）に伴う対応を行うこと。

#### (2) 養生

工事中は施設内外の機器工事の機器並びに既存建物等の毀損または破損の恐れのある所は、適切な養生を施すこと。

#### (3) 整理清掃片付け

工事中は道路、作業場、資材置場等の整理清掃及び片付けを毎日励行し、不要品はすみやかに場外に搬出すること。

### 3．撤去工事

既設機器を取外し、発生した産業廃棄物については、分別し法令に基づき適切に処理するものとする。

### 4．更新工事

#### (1) 対象機器

本工事の対象機器は以下のとおり。

研究管理棟 : FCRG034MXA-B31-510 型 (R 型 壁掛 510AD)

FIR019A-H-22 (R 型 表示機) 撤去のみ

守衛所 : FIRJ004-H-22 (R 型 表示機)

ゆめ地創館 : FCR034SB-B2-S4 (壁掛型 255AD)、FRR028-SS (中継器)

国際交流施設 : FCS129A-B1-20L-S 型 (P 型壁掛型)

## (2) 作業内容

既設複合盤内に設置されている対象機器の R 型及び P 型受信機を撤去し新たに取付架台を製作し壁掛型を新設する。既設複合盤の筐体はそのまま使用することとするが、研究管理棟及びゆめ地創館については、新規受信機の操作盤レイアウトの変更に伴い、既設複合盤の扉の改造を行う。

新規 R 型受信機のためのシステムデータを新たに作成する。

電源及び自動火災報知設備に伴うケーブル線、アース線は既存の配線を使用し、その他必要と思われる配線については、受注者が新規に整備すること。

火災受信機を取替後、動作確認を行い正常に作動することを確認する。

火災受信機を取替後、消防署による立会検査を行い、検査終了後消防署からの検査済み証を提出する。

## (3) 試験検査

① 検査対象は、複合火災受信機、その他機構監督員が指示するものとする。

② 検査項目は、据付外観及び動作確認試験等とする。

③ 試験検査における方法及び判定基準

各々の検査・試験における方法及び判定基準については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」に該当項目とするが、該当項目が無い場合については、監督員と協議の上、試験検査要領書を作成・承諾のうえ実施すること。また、検査実施結果は検査終了後速やかに報告書として提出すること。

## (4) その他

その他、不明な点がある場合は、監督員と協議し決定する。

以上